

第2部 各論

I とちぎで安全に安心して暮らすために

1 安全・安心な生活環境の整備

【主な取組】

(1) 住まいの確保

● グループホームの充実

障害者の意思を尊重し、自ら決定、選択する場所での生活が可能となるよう、地域の中での社会生活が基本となるグループホームの設置を促進します。

(2) 障害者に配慮したまちづくりの推進

● ひとにやさしいまちづくりの推進

「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化に努めるとともに、「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を中心に、県、市町、県民及び事業者が一体となって、障害者等が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的な社会参加ができるまちづくりを推進する体制を整備します。

また、障害者等用の「おもいやり駐車スペース」の確保に努めるとともに、障害のある方などに対して共通の「おもいやり駐車スペース利用証」を交付することで、利用できる方を明らかにし、当該駐車場の利用の適正化を図ります。

● 公共交通機関の旅客施設及び車両のバリアフリー化の促進

誰もが安全で利用しやすい公共交通機関とするため、鉄道駅におけるエレベーター、スロープ等の設置による段差解消や、視覚障害者誘導ブロックの設置による転落防止を促進します。また、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入により乗降時の負担軽減を促進します。

● 歩道等におけるバリアフリー化の推進

誰もが安全で安心して移動できるよう、歩道等におけるバリアフリー化を推進するとともに、不法占用物件の撤去の指導に努めます。

● 行動範囲の拡大

障害者の日常生活や社会参加を支援するため、鉄道、バス、航空機及びタクシー等の運賃割引をはじめとする優遇制度の周知に努めます。また、福祉有償運送制度の活用や地域における福祉タクシー等の取組を促進し、障害者の行動範囲の拡大を図ります。

2 情報アクセシビリティ(情報の利用のしやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実

【主な取組】

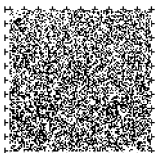
(1) 障害特性に応じた情報提供

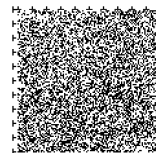
● とちぎ視聴覚障害者情報センターの充実

視覚障害者、聴覚障害者に対し、点字・録音図書、字幕・手話入りDVDの貸出等の情報提供及び手話通訳者等の養成・派遣を円滑に行うため、とちぎ視聴覚障害者情報センターの機能を充実します。また、利用促進のため視聴覚障害者等に対し普及啓発を図ります。

● 読書バリアフリーの推進

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号)(読書バリアフリー法)の趣旨に基づき、関係機関と連携を図りながら、視覚障害者等の読書環境の整備促進に努めます。





● **情報コミュニケーション支援の促進及び条例制定の検討**

障害者が個人の障害特性に合わせた、情報の取得及びコミュニケーションの手段を利用しやすい環境づくりを推進するため、機運醸成や普及啓発に努めるとともに、条例の制定について検討します。

(2) **意思疎通支援の充実**

● **専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣**

障害特性に応じた意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、朗読奉仕員、点訳奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者等を養成するとともに、その円滑な派遣を促進します。

● **ICT技術の利活用の推進**

視覚、聴覚、言語・音声機能等に障害のある人のコミュニケーション能力を高めるため、障害者向けのパソコン講習会の開催、障害者のICT機器の操作支援を行うボランティアの養成、視聴覚障害者向けのICT機器操作相談講習会を開催するなど、障害者ICT利用及び活用の機会の拡大を図ります。

(3) **行政情報のアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上**

● **情報提供におけるアクセシビリティの向上**

緊急時における情報提供及び障害者に対し情報提供を行う際は、手話通訳、要約筆記、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮に努めます。

● **選挙における配慮**

点字、音声、拡大文字等障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めるとともに、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。また、投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等投票環境の向上及び代理投票の適切な実施等の取組を市町に促します。

3 防災・防犯等の推進

【主な取組】

(1) **防災対策の推進**

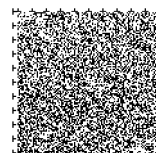
● **避難行動要支援者等への支援**

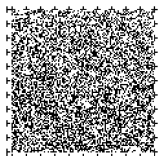
平常時から、市町における避難行動要支援者名簿の整備及び避難に係る個別計画の策定が促進されるよう、市町福祉部局や社会福祉協議会等を対象とした研修会の開催等により、市町の取組を支援します。また、これらの情報を民生委員・児童委員をはじめ地域自治会や自主防災組織等と共有化を図るなど、災害時の適切かつ迅速な避難につながるよう、取組の促進を図ります。

災害時においては、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、災害福祉支援チーム（Disaster Welfare Assistance Team：DWA T）をはじめとする保健医療福祉チームの体制を整備するとともに、市町における福祉避難所確保の取組を促進します。

● **障害者支援施設等の安全対策**

自力避難が困難な障害者が入所する障害者支援施設の耐震化や老朽施設の改築を促進するとともに、スプリンクラーや火災通報装置、火災報知機等の消防用設備等の設置を促進します。また、災害時や事故発生時に必要となる情報が確実に連絡できる体制の確保に努めます。障害者支援施設等が被災した際には、災害によりサービスが受けられなくなった障害者の緊急的な受入れなど施設の弾力的運用を図り、被災した地域の障害者に対する支援に努めます。





- **災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備**

災害時等の緊急時において、他の災害医療救護組織等と連携し、要支援者等に対し「精神科医療」及び「精神保健活動」が円滑に実施できるよう、精神科医師、看護師、業務調整員等で構成する精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：DPAT）の体制を整備します。



DPATによる支援活動

(2) **犯罪被害、悪質商法被害防止対策の推進**

- **犯罪被害、悪質商法被害防止体制の整備**

相互扶助の精神を醸成し、地域ぐるみで被害防止に取り組む意識の高揚を図るとともに、行政、警察、自主防犯団体や消費者団体、福祉団体等が連携して被害防止に取り組むためのネットワークの構築を促進します。

- **消費者トラブルの防止**

障害者が自らを守る力を高めるために、障害者にも分かりやすい消費者教育や啓発を行い適時適切な情報を積極的に提供します。また、障害者が防犯力や悪質商法への対応力を高めるための講座等に参加しやすい環境づくりを推進します。

4 保健・医療の推進

【主な取組】

(1) **障害者の医療体制の充実**

- **医療費助成による負担の軽減**

自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）及び重度心身障害者医療費助成制度の適切な運用を通じて、負担の軽減を図るとともに、引き続き様々な課題について幅広く検討します。

- **障害児・者への歯科保健医療サービスの確保**

とちぎ歯の健康センター診療所による障害児・者及び要介護者の歯科検診・治療・保健指導を進めるとともに、障害児・者が住み慣れた地域で必要な歯科検診・治療・保健指導・口腔ケアが受けられるよう環境づくりを進めます。また、訪問歯科診療等の普及や障害児者歯科医療システムの充実を図ることにより、地域における歯科健診・治療・保健指導を推進します。

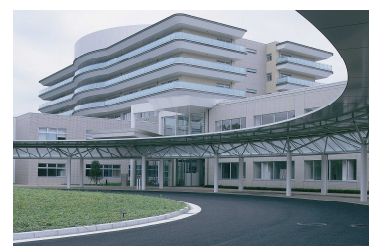
- **新型感染症等に係る対応の充実**

新型感染症等に関する対応については、保健所等の関係機関と連携のもと、情報を収集し、障害者及びその家族、社会福祉施設等に対する情報提供や相談対応に努めます。

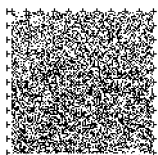
(2) **リハビリテーション医療の充実**

- **（地独）栃木県立リハビリテーションセンターにおけるサービスの充実**

（地独）栃木県立リハビリテーションセンターにおいて、リハビリテーションを必要とする患者等が、回復期を経て在宅復帰・在宅療養へ至るまでの各段階に応じた効果的なりハビリテーションが受けられるよう、医療・福祉サービスの提供体制について検討し、サービスの充実を図ります。



（地独）栃木県立リハビリテーションセンター



(3) 精神保健・医療体制の充実

● 予防・アクセス機能の充実

精神疾患に関する正しい理解を広めるため、普及啓発を促進するとともに、精神疾患の早期発見・早期治療のために、健康福祉センター及び精神保健福祉センターなどにおける地域精神保健福祉活動の充実を図ります。

● 治療・回復に必要な医療の提供

地域生活や社会生活を支えるため、精神疾患状態に応じて外来医療や訪問医療、入院医療等の必要な医療を提供し、精神障害者の地域移行・地域定着を支援します。

● 退院後支援の推進

精神障害者が退院後どこの地域で生活することになっても、医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるよう支援体制の整備を推進します。

● 精神科救急医療体制の整備

必要な救急医療を提供できる体制を整備するため、県立岡本台病院と民間精神科病院・診療所の役割分担、連携強化による夜間休日の受入体制の充実を図るとともに、精神科救急情報センターにおける情報の提供や相談機能の充実・強化を図ります。

● 自殺対策の推進

「いのち支える栃木県自殺対策計画」のもと、国や市町、関係機関・団体、県民等と連携して、広域的に対応が必要な普及啓発や人材育成、心の健康づくり、ハイリスク地対策、自死遺族等に対する支援を行うとともに、市町や民間団体等が実施する自殺対策に関する取組への支援を行います。

● 依存症対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症について、依存症に対する誤解や偏見を解消するための普及啓発に取り組むとともに、相談拠点機関及び専門医療機関等の整備を推進し、自助グループ等による回復支援等の活動を支援します。

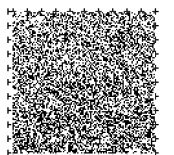
(4) 難病患者支援体制の充実

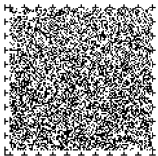
● 難病相談支援センターの充実

地域で生活する難病患者の日常生活における相談支援、地域交流会活動の促進や就労支援などを行う相談機関として、とちぎ難病相談支援センターを運営しています。とちぎ難病相談支援センターでは、難病患者やその家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、電話・面接相談、医療相談、就労相談会等を通じて、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。

● 医療費助成の充実

難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、特定医療費や小児慢性特定疾病医療費により医療費助成の充実を図ります。





Ⅱ とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために

1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【主な取組】

(1) 意思決定支援の推進

● 事業者への研修

相談支援や施設入所支援等の障害福祉サービスの現場において、障害者本人の意思を尊重した質の高いサービスが提供できるよう、相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修等を通して意思決定支援の意義や正しい知識の普及、技術等の向上を図ります。

● 関係者の普及啓発

障害福祉サービス事業所等の職員をはじめ、県民、行政職員、関係機関職員等を対象に研修を行い、成年後見制度の理解促進・普及啓発を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

● 障害者相談支援体制の充実

障害保健福祉圏域において円滑に連携・協力ができる相談支援体制を構築するため、障害者相談支援協働コーディネーターを配置し、地域の相談支援体制の充実・強化及び地域自立支援協議会の活性化を図ります。

● 基幹相談支援センターの設置促進

基幹相談支援センターの設置を促進するため、情報提供や広域的な調整を行うとともに、基幹相談支援センターに配置できる人材の養成や職員のスキルアップを図ります。また、基幹相談支援センターの運営や取組状況を踏まえて、機能の充実や運営の活性化を支援します。

● 相談支援専門員の養成及び質の向上

障害者の多様なニーズに対応できる質の高い相談支援専門員を確保するための研修を実施するとともに、ケアマネジメントが実践できる人材の養成を図ります。また、相談支援専門員の実践力の向上を図るため、地域において情報交換や研修会等を開催し、相談支援における指導的役割を担う人材を養成します。

(3) 地域移行支援、居宅サービス等の充実

● 地域生活支援拠点等の整備促進

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備を促進するため、現状や課題の共有、情報交換を行う会議等を開催し、地域の実情に応じた整備や必要な機能の充実・強化を支援します。

● 日中活動サービスの利用促進

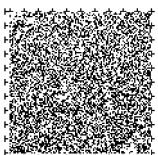
在宅の障害者や地域生活に移行する施設入所者が、地域で安心して生活を営み、積極的に社会参加できるよう、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域生活支援事業等の日中活動サービスの利用を促進します。

● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域づくりを推進します。

● 障害者の地域移行支援・地域定着支援の利用促進

障害者の施設や精神科病院等から地域生活への移行を促進するため、地域の保健・医療・福祉等の関係機関の連携強化や住まいの確保、地域住民の理解促進等による受入れ及び相談支援体制の整備を図ることにより、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。



- **居宅サービス、短期入所の充実**

障害者の家庭での生活や地域での自立を支援するため、利用者のニーズに対応できる居宅サービス等の質の向上及び必要な量の確保を図ります。また、障害者及び在宅で介護を行う家族等の負担を軽減するため、短期入所サービス事業所の質の向上及び必要な量の確保を図ります。

- **障害者支援施設等のサービスの充実**

身近な地域で様々な障害福祉サービスが受けられるよう、障害保健福祉圏域ごとに見込んだ必要なサービス量に対応するサービス提供体制の整備を促進します。また、障害者の意思や人格を尊重し、心身の状態やニーズを的確に反映した個別支援計画を作成するなどサービスの充実を図ります。また、施設・事業所内の環境及び生活条件が、可能な限り地域生活に近いサービスの提供を促進します。

- **地域生活定着支援センターによる支援の推進**

栃木県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設（刑務所または少年院等）の退所予定者で障害等の理由により福祉的支援が必要な方に対し、受入施設のあつせんや障害福祉サービス等の申請をはじめとするコーディネート業務、フォローアップ業務及び相談支援業務を行い、地域で安心して生活ができるよう支援します。

(4) 障害福祉サービスの質の確保

- **第三者評価の促進**

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構と連携して評価機関の能力向上を図り、障害福祉サービス事業者に対し第三者評価の受審を促進します。また、サービス利用者が適切なサービスを選択できるよう、評価結果や評価機関の評価実績、評価調査者の情報公表を促進します。

- **指導監査の充実**

障害福祉サービス事業者の育成を念頭に、事業者が障害者に対し適切なサービス提供を行うため質の確保・向上、適正な法人運営の確保を目的として、指導監査等を公正に実施します。

また、自立支援給付及び障害児通所給付費等に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう法令等に基づき、市町に対して指導します。

(5) 発達障害者への支援体制の充実

- **発達障害者支援センター「ふおーゆう」による支援の充実**

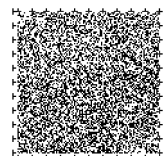
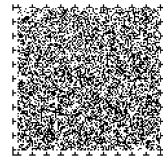
発達障害者支援センターにおける相談支援の充実を図るとともに、対応困難な事案等を抱える地域の支援機関に対し、助言、指導を行えるよう、専門的機能の充実を図ります。また、研修による人材育成やペアレント・プログラム等の家族支援、発達障害の理解促進のための普及啓発に取り組みます。

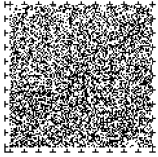
- **地域支援体制の整備**

地域支援体制の充実を図るため、発達障害者地域支援マネージャーを配置するとともに、発達障害者支援センターにおいて、市町での一次相談窓口となる発達障害者相談支援サポーターを養成し、身近な地域で支援が受けられる体制を整備します。また、支援者のスキルアップを図るため、障害福祉サービス事業所等に、専門的助言を行う発達障害者支援アドバイザーを派遣し、地域における困難事例への助言を行います。

- **ライフステージを通じた支援体制の充実**

発達障害者が、ライフステージを通じた切れ目のない支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携を図るとともに、発達障害者支援地域協議会を活用し、発達障害者への一貫した支援体制の整備を図ります。





- **医療機関との連携等**

発達障害の早期発見・早期支援のため、かかりつけ医等の対応力の向上を図るとともに、かかりつけ医等と発達障害の診療等ができる医療機関との連携促進に努めます。

(6) **高次脳機能障害者への支援体制の充実**

- **相談支援体制の整備**

専門的な相談支援を行う高次脳機能障害支援拠点機関（障害者総合相談所及び（地独）栃木県立リハビリテーションセンター）と、身近な地域で診断・評価や主に医学的な相談支援が受けられるように設置された5つの地域支援拠点機関が連携し、相談支援体制の強化を図ります。

- **関係機関との相談支援ネットワークの構築**

高次脳機能障害者やその家族に対して、身近な地域で適切な支援を提供できる体制を整備するため、保健、医療、福祉、労働等の関係機関による複数の支援ネットワークの構築を図ります。

- **正しい理解への普及啓発**

高次脳機能障害の特性や支援のあり方について普及啓発を図るとともに、家族会等と連携して、ピアサポートの普及等に取り組みます。

- **支援ニーズに対応した医療・福祉サービスの充実**

障害福祉サービス事業等従事者や医療従事者等を対象に、障害特性を踏まえた支援を行うための研修を実施し、高次脳機能障害に対応できる障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、相談支援事業者、医療機関等の拡充を図ります。

(7) **障害児に対する支援の充実**

- **医療機関における療育指導の推進**

発達障害児などに対応できる、とちぎ子ども医療センター、（地独）栃木県立リハビリテーションセンター等において、早期診断及び早期療育を推進します。

- **幼稚園、保育所、認定こども園における個別的な配慮を必要とする園児への支援の促進**

発達段階に応じた教育・保育を受けられるよう、幼稚園、保育所、認定こども園における個別的な配慮を必要とする園児への支援を促進します。

- **障害児通所支援事業の充実**

障害児が身近な地域において、年齢や特性等に応じ個々の支援計画に基づくサービスが受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援の充実を図ります。

- **障害児入所施設の充実**

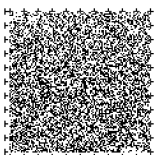
社会的養護を担う「福祉型障害児入所施設」及び「医療型障害児入所施設」において障害児が健やかに養育されるよう、生活環境の改善や入所する障害児の処遇向上を図ります。

- **こども発達支援センターによる支援の推進**

（地独）栃木県立リハビリテーションセンター内のこども発達支援センター等において、障害児の診断や相談支援を推進するとともに、発達支援センターの理学療法士、作業療法士、公認心理師、言語聴覚士等の専門職員による地域の療育機関等への指導や助言などを積極的に行います。

- **医療的ケアが必要な障害児支援の充実**

医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握し、その家族のレスパイト機能を担う短期入所事業所の整備の促進や医療的ケア児を支援する人材の養成など適切な支援を行います。



(8) ひきこもり支援体制の充実

- **子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）による支援**
子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）では、ひきこもり、ニート、不登校等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等に関する総合相談窓口として相談を受け付けるとともに、子ども・若者支援地域協議会を通じて教育、福祉、雇用等の様々な分野の関係機関と連携し、それぞれの専門性を生かした総合的支援の充実を図ります。また、ひきこもりの長期化・高齢化に対応するため、専用の電話相談窓口を設置するなど中高年のひきこもりを支援します。
- **市町における支援体制の充実**
身近な地域において相談が受けられるよう、ポラリス☆とちぎによる市町への出張相談やひきこもりサポーターの養成により、市町の相談体制の強化を図ります。



ポラリス☆とちぎ

(9) 広域的な相談支援体制の充実

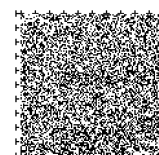
- **障害者総合相談所による専門的な支援**
障害者総合相談所は、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を含む総合的な相談機関としての専門性を生かし、市町や相談支援事業者等に対する支援を行います。
- **精神保健福祉センターによる専門的な支援**
精神保健福祉センターは、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機関として、健康福祉センターとの連携を図りながら、市町や相談支援事業者等の相談支援に対する支援の充実に努めます。
- **児童相談所による専門的な支援**
児童相談所は、児童福祉の専門機関として、障害児や保護者の相談支援を担う市町や相談支援事業者等と連携を図りながら、障害児に対する相談支援の質の向上に努めます。
- **健康福祉センターによる専門的な支援**
健康福祉センターは、広域的・専門的な視点から、地域住民の健康増進や障害の発生予防のための普及啓発を実施するとともに、市町や医療機関、教育機関などと連携しながら精神障害や発達障害等を持つ方の相談支援に取り組みます。

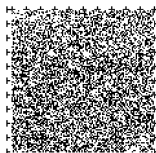
(10) 各種サービス・制度の普及と促進

- **手帳制度の円滑な運用と周知**
様々な支援策や優遇措置を受けられるよう、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の制度を円滑に運用するとともに、周知に努めます。
- **補装具費等の支給・日常生活用具給付の促進等**
障害者の日常生活や社会参加を促進するため、補装具費の支給や日常生活用具の給付、軽度・中等度の聴覚障害のある児童の補聴器購入・修理費用の一部助成について市町の適正な支給等を支援するとともに、福祉用具・住宅改修等に関する相談支援の充実に努めます。
- **身体障害者補助犬制度の普及と推進**
身体障害者の社会参加等を促進するため、盲導犬、介助犬及び聴導犬の身体障害者補助犬制度の周知を図るとともに、身体障害者補助犬を同伴しての施設利用についての理解促進に努めます。



身体障害者補助犬





2 行政等における配慮の充実

【主な取組】

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

● 差別解消に係る職員対応要領に基づく取組の推進

障害者が必要とする社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮について、栃木県職員が適切に対応できるよう制定した職員対応要領に基づき、障害を理由とする差別の解消に向け、県職員が適切に対応できるよう必要な取組を推進します。

● 職員研修の実施

障害を理由とした不当な差別的な取扱いの禁止や合理的な配慮を提供できるよう、職員対応要領等に基づいた職員研修を行います。

3 雇用・就業及び経済的自立の支援

【主な取組】

(1) 雇用の促進

● 障害者雇用に関する理解促進及び普及啓発

県内民間企業における障害者の雇用率を向上させるため、事業主等に対して雇用率制度を周知するとともに、障害者雇用に関する研修会の開催などの取組を行い、理解促進を図ります。また、障害者雇用を理解のある事業所を表彰するなど、普及啓発活動を行います。

● 職場実習の機会の確保

企業の障害者雇用に対する理解を深めるとともに、障害者の雇用促進と就労の安定を図るため、職場実習の機会の確保に努めます。

● 職業能力開発の推進

一般就労の促進には職業能力の向上が重要であるため、ハローワーク、障害者就労施設、障害者職業訓練コーディネーター等の連携を強化し、障害者委託訓練の積極的な活用を図ることで、職業能力開発の推進に努めます。

● とちぎジョブモールによる就労支援

就労支援に関する県の拠点施設であるとちぎジョブモールにおいて、就職に向けてのキャリアカウンセリング、資格取得等の能力開発支援及び各種セミナーを開催するほか、障害者就業・生活支援センター支援員による専門相談窓口を定期的に開設し、障害者の就労に関する相談をワンストップで支援します。

● 関係機関との連携強化及び支援体制の充実・強化

障害者雇用に向けて、民間企業や労働、教育、福祉、医療等の関係機関との連携強化及び支援体制の充実・強化に取り組みます。また、ハローワークや福祉等の関係機関と連携して障害者合同就職面接会の開催など雇用の場の確保や、障害のある人の就労環境の整備・改善や雇用の場の拡大を図ります。

(2) 職業生活の支援の充実

● 障害者就業・生活支援センターの充実

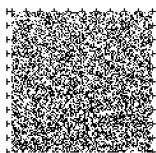
全ての障害保健福祉圏域に設置している障害者就業・生活支援センターの機能が効果的に発揮できるよう、福祉、産業、労働、教育等の関係機関との連携を強化します。

● 障害者就労支援事業所職員の質の向上

障害者就労支援事業所職員を対象としたスキルアップ研修を開催し、障害特性の理解や一般企業等への就職に効果的な支援スキルを高め、就労支援の強化を図ります。

● 障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加促進

障害者技能競技大会（アビリンピック）への選手の参加を促進することにより、本人が技能労働者として、社会に参加する誇りと自信につなげるとともに、障害者に対する社会の理解と認識を深め、障害者の雇用の促進と地位の向上に努めます。



(3) 福祉的就労の工賃の向上

● 工賃向上計画に基づく取組の推進

本県の工賃向上計画である「とちぎナイスハート♥プラン」(2021～2023)に基づき、就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組が効果的に実施されるよう支援し、協働して取り組めます。

目標工賃達成に向け、令和4(2022)年度開催の国民体育大会(いちご一会とちぎ国体)・全国障害者スポーツ大会(いちご一会とちぎ大会)を契機とし、障害者就労支援事業所等による受注機会の獲得、セルフ商品販売会の確保を支援します。

● 障害者優先調達法の推進

障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、栃木県障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労支援事業所の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。

● とちぎセルフセンターとの連携

とちぎセルフセンターを障害者就労支援事業所支援の中核機関と位置づけ、作業の受注確保や、製品の販路拡大、新製品の開発や技術支援、共同受発注等、情報を共有化し、連携を強化します。

● 県民への普及啓発

障害者就労支援事業所で製作したセルフ商品の展示・販売を行う「とちぎナイスハートバザール」の開催や、ツイッターなどのSNSを活用し、就労支援に係る取組についての情報を発信し、県民への普及啓発を図ります。



とちぎナイスハートバザール

● 農業と福祉の連携

とちぎユニバーサル農業に関する取組との連携を図ることにより、障害者就労支援事業所における農作業の効率化や工賃の向上に努めます。

● 地域における支援体制の構築

地域自立支援協議会等を活用し、地域における障害者就労支援事業所の取組を支えるためのネットワークづくりを進めます。



とちぎナイスハート農福マルシェ

(4) 関係機関との連携による福祉的就労の促進

● 関係機関との連携

福祉的就労を行う事業所や特別支援学校、ハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、一般就労が困難な障害者の福祉的就労支援事業所の利用を促進します。

4 教育の振興

【主な取組】

(1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上

● 全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上

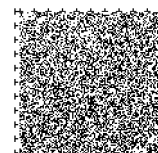
全ての教員が、一人一人の幼児児童生徒への理解を深めるとともに、個々の障害の特性等を理解し、個別の教育支援計画・個別の指導計画等の特別支援教育に関する基礎的知識を身に付け、日常の教育活動に生かせるよう、教員を対象とした研修の充実を図ります。

● 校内支援体制の充実

小・中・高等学校では、管理職や特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修会を開催し、校内支援体制の充実を図ります。特別支援学校では、幼児児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた支援体制を整えます。

● 職業教育の充実

特別支援学校では、生徒の社会的・職業的自立を見据え、企業や福祉・労働等の関係機関との連携のもと、実践的な職業教育を充実させるとともに、実習・就職先の開拓を進め、県全体の就労支援体制の構築を図ります。



- (2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築
- 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進
各学校段階等の移行期において、個別の教育支援計画等の活用により、合理的配慮を含む支援情報の確実な引継ぎを一層推進します。
 - 家庭及び医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連携の推進
本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、家庭及び医療、保健、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した適切な指導・支援の充実を図ります。
 - 障害のある子どもに対する教育支援の推進
市町における就学相談が保健福祉部局と連携して進められるよう、担当者への研修や訪問支援等を充実させることで、市町の教育支援に関する取組を支援します。

5 文化芸術・レクリエーション活動の推進

【主な取組】

(1) 障害者による文化芸術活動の推進

- 相談体制の整備
とちぎアートサポートセンターTAM（障害者芸術文化活動支援センター）において、芸術文化活動を行う障害者や支援者等からの相談を受け、創作活動の円滑化を図ります。
- 鑑賞機会の拡大
美術館、博物館などの文化施設における観覧料の減免や、字幕・手話通訳・音声ガイド等の情報保障をはじめとした鑑賞サポートの充実により、鑑賞機会の拡大に努めます。
- 発表機会の確保及び交流の促進
障害者文化祭（カルフルとちぎ こころのつどい）や障害者芸術展（Viewing展）、県立文化施設等での展覧会等の開催により、積極的に文化芸術活動に取り組み、その成果を発表できる機会の充実を図るとともに、障害のある人とない人との交流を促進します。



とちぎアートサポートセンターTAM



障害者文化祭「カルフルとちぎ こころのつどい」

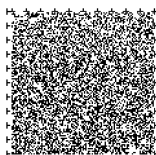


障害者芸術展「Viewing展」

- 人材の育成及び創造機会の拡大
芸術文化活動を支援する者等に対して、支援方法や著作権等の権利保護、障害特性への理解等に関する研修や現場体験プログラムの提供等を行い、人材の育成及び確保を進めるとともに、支援者を充実させることで創造の機会を拡大します。



現場体験プログラム



● ネットワーク作り

多角的な面から支援のあり方が考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術の専門家、事業所や文化施設の職員、行政職員、教育関係者等によるTAM会議を開催し、芸術文化活動の支援者が連携・協力するネットワークを構築します。

● 情報の収集及び作品の評価

文化芸術活動の実態把握、作品・作者の調査・発掘・評価など、栃木県内の芸術文化活動の情報を収集し、とちぎアートサポートセンターTAMのホームページ等で発信します。

● 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

芸術上価値が高い文化芸術作品の販売や二次利用、商品化に関する研修を行う等、作品の適切、安全、円滑な販売に向けた支援に努めます。

(2) レクリエーション活動等の充実

● レクリエーション活動等の充実

キャンプなどの戸外活動を活用した障害者同士の交流などを通じて、障害者の生活の質的向上を目指して、レクリエーション活動等の機会と内容の充実を図ります。

● 日々の「楽しみ」の充実

日中活動サービスや地域活動支援センターの充実を通じて、日々のコミュニケーションの場や「楽しむ」ための空間づくりを促進します。

6 全国障害者スポーツ大会をはじめとした障害者スポーツの推進

【主な取組】

(1) 障害者スポーツの推進

● 障害者スポーツの普及

障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ教室の開催や情報提供の充実に努めるとともに、(特非)栃木県障害者スポーツ協会の取組を支援します。また、障害の特性や活動の目的など、障害のある人それぞれのニーズに応じたスポーツ活動に対する支援の充実を目指します。

● 障害者スポーツ指導者の養成及び資質の向上

障害者スポーツの振興を図るため、障害者スポーツ指導者の養成・確保に努めるとともに、指導者の資質向上と相互の連携を強化しつつ身近な地域での活動の場を確保し、障がい者スポーツ指導者協議会の活動を支援します。

また、障害者スポーツ選手の育成・強化・活動支援のため、障害者スポーツ指導者の資格取得講習会等を開催し、障害者スポーツ指導者を養成します。

● スポーツ大会の開催

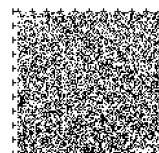
障害者の健康の保持・増進及び社会参加を促進させるとともに障害者に対する理解を深めるため、栃木県障害者スポーツ大会等を開催します。また、全国障害者スポーツ大会に選手団を派遣します。



陸上競技



フライングディスク



(2) 障害者スポーツ選手等の育成・強化

● 障害者スポーツ体験会の開催

障害者スポーツに興味・関心を持ち、競技としてスポーツに取り組む障害者が増えるよう、障害者スポーツの体験会を開催します。また、体験会等を通じ、幅広く選手の掘り起こしを図り、競技団体等の講習会への参加を促すことで競技人口の拡大を図ります。

● 競技力の向上に向けた取組の推進

全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）に向け、栃木県を代表する選手の取組意欲や競技力の向上を図るとともに、障害者スポーツの普及、理解促進を目的とした強化指定選手制度に基づき選手を選定し、強化練習会の開催、県外遠征等を支援します。また、障害者スポーツ指導者の育成も支援します。

さらに、全国障害者スポーツ大会に派遣する選手に対する合同練習会を実施します。



アーチェリー



グラウンドソフトボール



サウンドテーブルテニス



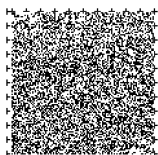
車いすバスケットボール



フットベースボール



ボッチャ



Ⅲ 共に生きるとちぎをつくるために

1 障害及び障害者に対する理解の促進

【主な取組】

(1) 理解の促進

● 啓発活動の推進

心の輪を広げる体験作文や障害者週間のポスターの募集、優秀作品の発表、12月3日から9日までの「障害者週間」の周知・啓発を通じて、障害者理解の促進に努めます。

● 各種メディアによる障害理解の推進

障害及び障害者に対する知識の普及啓発を図るため、テレビやラジオ等を活用した啓発活動を推進します。

● 各種イベント等の開催支援

障害のある人とない人が触れあうことができる各種イベントの開催や障害者団体が行う啓発活動を支援し、障害及び障害者に対する理解の促進に努めます。

● 精神保健福祉に関する普及啓発

精神疾患や精神障害者に関する正しい理解を広めるため、普及啓発に取り組むとともに、健康福祉センター及び精神保健福祉センターなどにおける地域精神保健福祉活動の充実を図ります。



自閉症啓発コンサート



世界ダウン症の日啓発展

(2) 障害者団体への支援

● 当事者会、患者会、親の会、家族会の活動への支援

障害児・者の家族間の交流などを活発化するため、障害者団体の活動を支援します。

2 障害者差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止

【主な取組】

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

● 障害を理由とする差別の解消

「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、全ての県民が、障害や障害者に関する理解を十分に深めるとともに、障害の有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現を目指します。

● 障害者差別解消推進委員会の運営

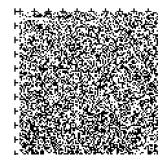
障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、栃木県障害者差別解消推進委員会を運営します。また、障害者からの相談及び相談事例を踏まえた取組に係る協議を行います。

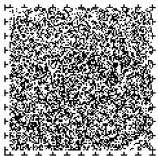
● 障害者差別の解消に係る相談対応

障害者差別に関する相談に適切に応じられるよう、専任の相談員を配置し、ワンストップの相談窓口を設置しています。障害者が事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、相談解決に向けた調査や調整など関係機関と連携して取り組みます。

● 障害者差別の解消に係る普及啓発

障害者差別解消を推進するための基本的な考え方や障害に関する基礎的知識について幅広く県民の理解を深めるため、障害者差別解消対応指針の活用や出前講座、ヘルプマークの周知などの普及啓発を推進します。



**(2) 成年後見制度の利用促進等****● 成年後見制度の利用促進**

国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく、成年後見制度利用促進に関する市町の計画策定や地域連携ネットワークの核となる中核機関設置に向けた市町の取組を支援します。

一人一人の権利を擁護し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害者団体等と連携し、成年後見制度の普及啓発を図ります。また、知的障害者や精神障害者が円滑に成年後見制度を利用できるよう、障害福祉サービス事業所等の支援者に対して成年後見制度の研修を行うとともに、市町村長申立ての有効活用や成年後見制度利用支援事業の促進を図ります。

● 日常生活自立支援事業の普及啓発

とちぎ権利擁護センター（あすてらす）のパンフレット等を活用し、日常生活自立支援事業の普及啓発に努めます。

● 関係機関等との連携強化

障害者等が利用しやすいように、とちぎ権利擁護センターと弁護士会や司法書士会などの司法関係機関や金融機関などとの連携を強化します。

● 自立生活支援専門員及び生活支援員の資質の向上

とちぎ権利擁護センターに配置される自立生活支援専門員及び生活支援員に対して研修を実施し、その資質向上を図ります。

(3) 障害者の虐待防止**● 障害者虐待防止施策の普及啓発**

障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止に努めるとともに障害者虐待の通報義務等の広報・啓発を行います。さらには、障害者の養護者に対して相談等の支援に取り組みます。

● 障害者虐待防止体制における対応

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、市町障害者虐待防止センターや県に設置した障害者権利擁護センターを中心として、障害者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関と連携し、虐待への迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

● 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

市町や障害者虐待防止センター等の相談窓口職員の専門性の強化を図るとともに、障害者福祉施設従事者等に対し、障害者虐待の未然防止や権利擁護、障害特性に応じた支援に係る資質向上を図るための研修を実施します。

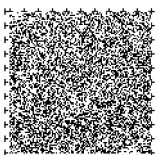
3 地域福祉活動の充実**【主な取組】****(1) 地域共生社会の実現****● 地域福祉計画の充実及び調和**

地域における福祉サービスの利用促進と社会福祉のための事業の育成に向けて、住民参加による市町の地域福祉計画の充実を図るとともに、県地域福祉支援計画との調和を図ります。

● 包括的支援体制整備の促進

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を促進します。

また、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる体制や、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉等、様々な分野の課題を丸ごと受け止め、関係機関が協働・連携して適切な支援を行うことができる体制づくりなど、地域のニーズに応じた市町における包括的な支援体制の構築を促進します。



● **住民等による支え合い活動の促進**

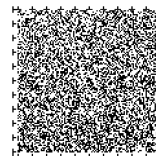
共に生きる地域づくりを実現するため、地域住民やボランティア、関係団体が相互に協力し、障害の有無等に関わらず、社会、経済、文化などのあらゆる分野の活動に参加する機会の確保に向けた取組を促進します。

● **地域福祉基金の効果的な活用**

地域福祉の充実や障害者の社会参加を促進するため、地域福祉基金の効果的な活用に努め、地域福祉活動を推進します。

● **生活福祉資金の活用**

障害者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。支援に係る取組についての情報を発信し、県民への普及啓発を図ります。



4 SDGs（持続可能な開発目標）の取組

【主な取組】

(1) **障害福祉施策に関するゴール（目標）への取組**

● **Goal 4 「質の高い教育をみんなに」**

全ての教員が、一人一人の幼児児童生徒への理解を深めるとともに、個々の障害の特性等を理解し、個別の教育支援計画・個別の指導計画等の特別支援教育に関する基礎的知識を身に付け、日常の教育活動に生かせるよう、教員を対象とした研修の充実を図ります。（再掲）

また、小・中・高等学校では、管理職及び特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修会を開催し、校内支援体制の充実を図ります。特別支援学校では、幼児児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた支援体制を整えます。（再掲）

● **Goal 8 「働きがいも経済成長も」**

県内民間企業における障害者の雇用率を向上させるため、事業主等に対して雇用率制度を周知するとともに、障害者雇用に関する研修会の開催など理解促進を図る取組を行います。また、障害者雇用に理解のある事業所を表彰するなど、普及啓発活動を実施します。（再掲）

本県の工賃向上計画である「とちぎナイスハート♥プラン」(2021～2023)に基づき、就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組が効果的に実施されるよう支援し、協働して取り組みます。（再掲）

● **Goal 10 「人や国の不平等をなくそう」**

「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、全ての県民が、障害や障害者に関する理解を十分に深めるとともに、障害の有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現を目指します。（再掲）

12月3日から9日までの「障害者週間」の周知・啓発を通じて、障害者理解を促進します。障害及び障害者に対する知識の普及啓発を図るため、テレビやラジオ等を活用した啓発活動を推進します。（再掲）

● **Goal 11 「住み続けられるまちづくりを」**

「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化に努めるとともに、「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を中心に、県、市町、県民及び事業者が一体となって、障害者等が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的な社会参加ができるまちづくりを推進する体制を整備します。（再掲）

